

# 石川県弓道連盟規約細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、石川県弓道連盟規約(以下「規約」という。)第27条にもとづき、石川県弓道連盟(以下「本連盟」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 規約第5条に基づく加盟団体の構成は、1市または1町単位が望ましい。

2 高等学校及び中学校弓道部は、それぞれ高体連及び中体連として団体加盟の扱いとする。

3 前2項のほか、同一の会社、事業所等に勤務する者をもって構成する職域団体の加盟を認める。

(加 盟)

第3条 高等学校及び中学校弓道部に所属しない学生又は生徒については、居住地の一般団体の会員として加盟を認める。

2 本連盟に加盟しようとする一般会員及び大学弓道部員は、会員登録申込書(様式1)に必要事項を記入の上、本連盟事務局に提出する。

3 新たに本連盟に加盟しようとする団体(構成人員10名以上)は、石川県弓道連盟加盟申込書(様式2)に必要事項を記入の上、当該団体の規約及び会員名簿並びに第4条の会費等を添付して本連盟事務局に提出する。

4 毎年5月以降に本連盟への追加登録を希望する者は、会員登録申込書(様式1)に必要事項を記入し、かつ、第4条(1)第4条(4)及び第4条の2 に定める金額を添付し、各加盟団体長を経由して本連盟事務局に提出する。

(経 費)

第4条 規約第17条第1号から第4号までの金額(年額)は、次のとおりとする。

(1)会費 一人 3,000円

(2)加盟団体分担金

① 一般及び大学 会員数10名につき 1,000円

② 高体連 50,000円

③ 中体連 12,000円

(3)加盟金 10,000円

(4)称号受有者賛助金(範教錬士会費含む) 10,000円

(全弓連個人分担金)

第4条の2 規約第17条の2による全弓連個人分担金は、全弓連が定める対象会員に対し、一人1,000円を徴収し、指定期日までに全弓連に納付する。

(納入期日)

第5条 会費は、当該加盟団体の名簿を添えて毎年4月末日までに本連盟会計に納入する。ただし、高校生及び中学生は会費を免除する。

2 加盟団体分担金は毎年3月末日現在の登録会員数をもって算定し、4月末日までに本連盟会計に納入する。

3 加盟金は、本連盟に加盟を申し込むときに、本連盟会計に納入する。

4 称号受有者賛助金は、別に連絡する方法により毎年度納入する。

附 則

1 本細則は、平成18年2月5日から実施する。

2 平成20年4月1日 一部改正

3 平成24年4月1日 一部改正

4 平成27年3月14日 一部改正

5 令和2年3月21日 一部改正